

6 中保第 829 号
令和 6 年 9 月 13 日

各県中地域医療構想調整会議構成員 様

福島県県中保健所長
(公印省略)

令和 6 年度第 2 回県中地域医療構想調整会議の書面開催について（通知）
日頃より、本地域の地域医療の推進に御支援と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、三春町立三春病院が、10 月 1 日より、下記及び別添資料のとおり病床機能等の変更を予定しております。このため、標記の会議を書面にて開催することといたしました。
つきましては、御多忙のところ恐縮ですが、別添の資料を御確認いただき、異議等がございましたら「別紙 異議等報告書」に御記入いただき、9 月 24 日（火）（期限厳守）までに下記の E メール又は FAX で御提出ください。
なお、異議等がなければ、「別紙 異議等報告書」の提出は不要で、承認されたものとみなします。

記

1 議題

(1) 三春町立三春病院の病床機能等の変更について

- ア 急性期病床 5 床を回復期病床（地域包括ケア病床）に転換して、回復期病床（地域包括ケア病床）を 10 床から 15 床にします。これに伴い急性期病床は、36 床から 31 床になります。これについては、令和 6 年 8 月 26 日（月）に開催された第 1 回県中地域医療構想調整会議にて承認済みです。
- イ 一般病床（回復期病床）40 床を療養病床（慢性期病床）40 床に変更します。
- ウ ア及びイとも令和 6 年 10 月 1 日より運用を開始する予定です。

2 報告先

- (1) E メールアドレス [iryouyakujiitamu@pref.fukushima.lg.jp](mailto:iryouyakujiitimu@pref.fukushima.lg.jp)
- (2) FAX 番号 0248-75-7825

様式1 (病床機能等を変更する場合)

病床機能等の変更に関する報告書

令和6年9月12日

福島県県中保健所長様

報告医療機関 三春町立三春病院

次のとおり、病院・診療所の病床機能等を変更する予定ですので、その情報を構想区域地域医療構想調整会議へ事前に提供します。

1 基本情報

医療機関名	三春町立三春病院
開設者名	三春町長 坂本浩之
管理者名	三春町立三春病院 病院長 渡辺文明

2 変更内容

(1) 許可病床の状況

変更概要	一般病床から療養病床への変更		変更完了日
			令和6年10月1日
変更前		変更後	
一般病床	86 床	一般病床	46 床
療養病床	0 床	療養病床	40 床
うち非稼働病床数	床	転換等	床
合計	86 床	合計	86 床

(2) 医療機能の状況(病棟単位)

※過剰な医療機能への転換又は増床を行う場合は理由書(様式任意)を提出してください。

変更の概要	回復期病床から慢性期病床への変更			変更完了日
	令和6年10月1日			
変更前		変更後		
病棟名	医療機能	病床数	病棟名	医療機能
南病棟	急性期機能	36 床	南病棟	急性期機能
南病棟	回復期機能	10 床	南病棟	回復期機能
東病棟	回復期機能	40 床	東病棟	慢性期機能
合計	—	86 床	合計	—
				86 床

三春病院における病床機能変更等について

～ 県中地域医療構想調整会議説明資料 ～

三春町立三春病院

1. 三春病院における病床機能の変更点

①現在運用している三春病院の病床機能を見直し、新たな病床編成に変更したい。

ア. 地域包括ケア病床10床を急性期病床から5床変更し、合計15床で運営する。

*第2回三春病院事業等運営協議会及び8月26日開催の県中地域医療構想調整会議にて承認済み。（急性期病床は36床から31床へと変更される。）

イ. 回復期病床40床を慢性期病床（療養病棟40床）に機能変更する。

ウ. 上記のア及びイは、令和6年10月1日より実施したい。

2. 療養病床の必要性について

①福島県地域医療課が行った「田村地域医療構想支援業務委託」の報告書から

福島県地域医療課が「田村地域医療構想支援業務委託」として、「みずほ情報総研株式会社及びみずほ総合研究所株式会社」に発注し、2021年3月31日に提出された報告書には、田村地域の「慢性期の入院」について次の通り報告があった。（抜粋して記載）

【現状報告】

・田村地域（3市町内）の医療療養病床は小野町地方総合病院59床のみである。病床稼働率は87%（2021年当時）で若干の空きしかない。（現在の稼働率は95%程度。）

・療養病床の患者構成は小野町32.1%、田村市47.2%、三春町3.8%である。

▶長期療養のため3市町から流出している患者数は167名である。

	田村市から	三春町から	小野町から	3市町合計
実患者数（人）	91	40	36	167
年間延患者数（人）	15,486	7,512	6,059	29,507

▶三春町から流出した40名の内訳

	新生児	血液造血	神経系	循環器	呼吸器	消化器	皮膚	筋骨格	腎尿路	損傷中毒	
合計	3	1	7	13	4	3	1	6	1	1	40
平均在院日数	99.0	71.0	220.4	229.3	218.3	100.3	84.0	154.3	366.0	70.0	187.8
平均単価（円）	16,984	23,511	18,623	16,604	17,958	23,403	21,306	16,792	20,945	21,187	17,859

▶三春町の長期入院患者については平均単価20,000円以上の患者も多く、一定の医療を必要とする患者が多い事が推測されるが、療養病床が無いため対策を練る必要がある。

【参考】

- ・三春町に住所があり、三春病院に入院していた患者のうち、表示長期療養のため町外に流出した患者は、令和4年度新たに25人であった。（三春病院総合相談課調べ）
- ・田村市に住所があり、星総合病院に入院していた患者のうち、長期療養のため田村市外に流出した患者は、令和4年度新たに26人であった。（星総合病院QM室調べ）

②田村地域（3市町内）に療養病床を集約した場合88床程度の病床が必要である。

▶全保険利用者の換算概算値※2

	田村市から	三春町から	小野町から	3市町合計
延患者数（人）	16,825	8,162	7,072	32,059
1日当たり必要見込み病床数（床）	46.1	22.4	19.4	87.8

※2国保及び後期高齢者保険利用の患者を1とし時、その他保険利用者の推定患者数を0.1として試算。

（医療給付実態調査H30の各保険種別患者数（入院期間21日以上）より試算）

【まとめ】

- ア. データから慢性期病床で長期療養するために3市町から167人が他の市町へ流出している。
イ. 三春町から流出している患者40人は、一定の医療を必要とする患者が多いと推測する。
ウ. 本報告書のDB分析により推計すると、3市町で慢性期病床は88床が必要である。
エ. 郡山市や周辺地域など3市町以外からの流入を考慮すると、更に需要は高まると推測される。



- ◎2040年まではこの高齢化の人口構成は継続することが予想され、現状の小野町地方総合病院の59床だけでは、当該地域の慢性期病床は不足状態が続くと考えられる。
◎三春病院に療養病床を設置すると、不足している病床数はある程度充足する。更に田村地域以外の県中地域からの利用も一定程度あると考えられ、療養病床はこの地域に必要な病床である。

3. 早急に療養病床を設置する理由——三春病院喫緊の課題

①令和5年11月1日付けて県中地域医療構想調整会議に提出した「病院・診療所の2025年における対応方針」の中で「自施設の課題」として次の課題を挙げている。

- ・退院困難患者の増加（介護認定申請から確定までの期間が長くなっているため。）
- ・継続して医療ケアが必要な患者の受け皿が地域に少ないこと。（介護施設は若干受入あり）
- ・独居世帯、老々世帯の増加により自宅退院困難者が増加している。
- ・上記の理由により、一般急性期病床及び地域包括ケア病床において、在院日数が60日を超える患者が急増し、本来の病床機能に相応しい患者の受け入れが困難になっており、医療提供体制上の喫緊の課題である。

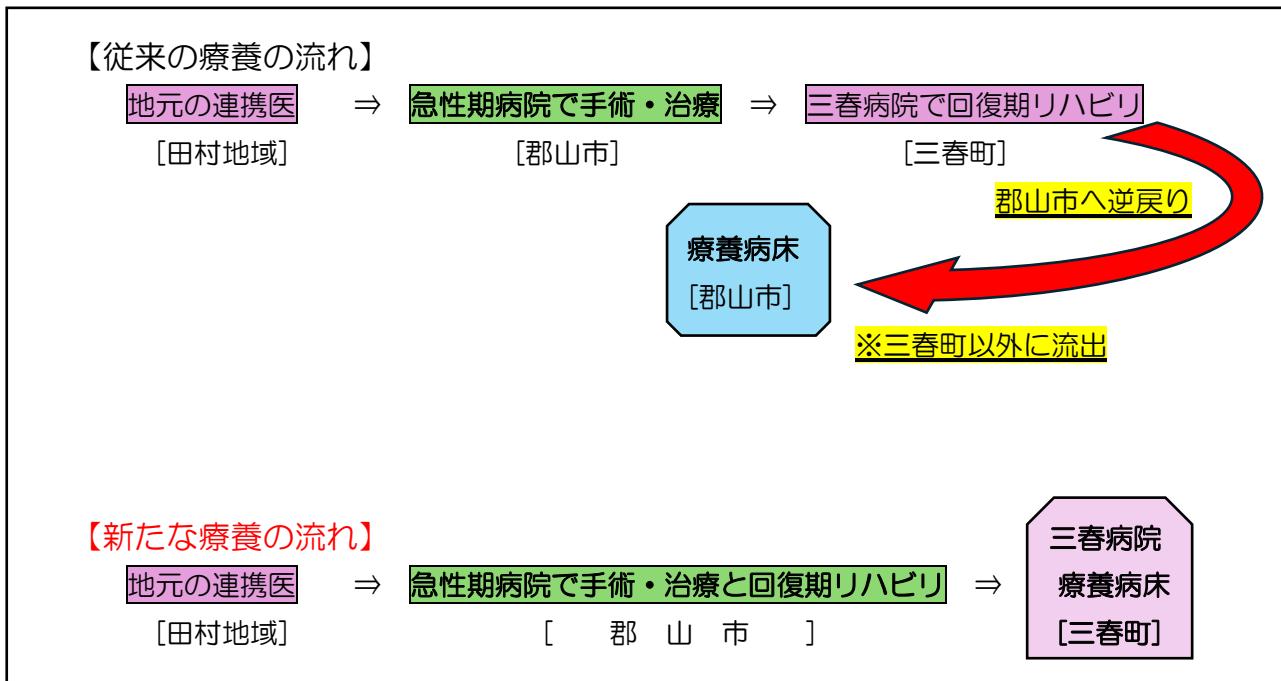
②2025年まであと半年と迫っている。三春町の経営強化プランにおいて「地域包括ケアシステムの構築」に向け、三春病院はこのシステムが円滑に機能するよう、中心的な存在となるよう求められている。「住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで・・・」の目標を実現するため、三春病院に新たな病床機能である、地元町民が長期に渡り療養できる療養環境を設置することが、地域包括ケアシステム構築の喫緊の課題であると捉えている。



◎上記2つの課題の解決を図るには、現時点では療養病床の導入が最も有効であると判断し、回復期機能の病床を慢性期機能の病床へと早急に転換を図りたい。

4. 療養病床の設置が田村地域の患者及び家族の負担を軽減

- 星総合病院に回復期リハビリテーション病棟を設置し、三春病院へ療養病床を設置することで、三春町や田村市在住で長期に療養する患者さんにとって最適な療養環境が整う。
- 星総合病院で、手術及び治療、更に回復期リハビリを行うことが可能となれば、急性期病院から回復期リハビリテーション病院へ、更に療養病床へと何度も転院を繰り返す必要がなくなり、患者及び家族の負担が大幅に軽減する。（家族等の高齢化や少子化で車の運転ができないケースが増えしており、何回もの転院は大きな負担となっている。）



◎療養病床に入院する場合は疾病による入院制限がないため、田村地域の住民は三春病院で療養することができる可能性が広がり、住み慣れた町で自分らしい暮らしを最後まで続けられることができ、三春町における地域包括ケアシステム構築の実現に近づくことになる。

◎療養病床では、必要な方にはリハビリテーションを行うことが可能なため、患者本人が退院に対する意欲があれば、在宅療養への支援も行うことができる。

5. 国や県の施策の方向性と整合 / 公立3病院の連携 / 住民の理解

① 県中区域の地域医療構想の方向性に合致している

- ・県中区域では 2025 年時点では、慢性病床は 177 床、また回復期は 761 床不足と推計されており、三春病院に療養病床を新規に 40 床設置すること、併せて星総合病院に回復期病床を 60 床設置することは、**地域医療構想と整合性が図られている。**

② 田村地域の公立3病院との連携と住民の理解

- ・三春病院が新たな病床機能を持つため、たむら市民病院や小野町地方総合病院、更に地域の連携医の先生方に対し情報発信を行い、設置する病棟をより有効に活用していただけるよう説明する。

③ 住民の理解を推進

- ・地域住民の皆さんに対し新たな病棟の機能を理解していただくため、さまざまなメディアを用いて情報発信を行い、三春病院に設置される**新しい療養病床が持つ有益性**を丁寧に広報する。

6中保第860号
令和6年9月25日

各県中地域医療構想調整会議構成員様

福島県県中保健所長
(公印省略)

令和6年度第2回県中地域医療構想調整会議の書面開催結果について（報告）
日頃より、本地域の地域医療の推進に御支援と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、標記の書面会議（令和6年9月13日付け6中保第829号）の結果につきましては、下記のとおりです。

記

1 議題

- (1) 三春町立三春病院の病床機能等の変更について
異議等ありませんでしたので、県中地域医療構想調整会議として承認します。